介護老人保健施設 かりや 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光慈会が開設する介護老人保健施設かりや(以下「施設」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者その居宅における生活への復帰を目的とする。
 - 2 施設の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
 - 3 介護保健施設サービス等の実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 医療法人 光慈会 介護老人保健施設 かりや
 - (2) 所在地 爱知県刈谷市小垣江町新庄33番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 従業者

医師 1人以上 1人以上 薬剤師 看護職員 10人以上 25人以上 介護職員 1人以上 支援相談員 理学療法士、 1人以上 作業療法士 3人以上 言語聴覚士 1人以上 1人以上 管理栄養士 介護支援専門員 1人以上 給食 委託 (入所定員)

第5条 入所定員は100名とする。(一般療養棟 55名、認知症専門棟 45名)

(介護保健施設サービスの内容)

- 第6条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供し た場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額の負担割合に応じた額と
 - (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
 - (2) 機能訓練及びその他必要な医療
 - (3) 療養上の世話
 - (4) 健康チェック
 - (5) 退所時指導

(利用者負担額等)

- 第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
 - 1 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
 - 2 食費は 1日当たり1,949円を徴収する。 ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されて いる食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限とする。
 - 3 居住費 (療養室の利用費) は以下の費用を徴収する。

多床室(認知症専門棟個室含む) 700円/日

従来型個室

2,000円/日

ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載され ている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限とする。

4 教養娯楽費(クラブ活動費、催し物材料費等)につき、以下の費用を徴収する。

教養娯楽費 120円/日

5 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき 費用は、次の額を徴収する。

従来型個室

1,100円/日

2人部屋

5 5 0 円/目

- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収す
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書 で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとす る。

(施設の利用にあたっての留意事項)

- 第8条 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもら うよう指示を行う。
 - 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第9条 施設は、防火管理者についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成 し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(身体の拘束等)

- 第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
 - 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

- 第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従 業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、 褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、 その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設 サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続 計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続画 の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用研修 採用後3か月以内

- (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- この規程は、平成26年7月1日より施行する。
- この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この規程は、平成27年7月1日より施行する。
- この規程は、平成28年7月1日より施行する。
- この規程は、平成29年7月1日より施行する。
- この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この規程は、令和元年7月1日より施行する。
- この規程は、令和元年10月1日より施行する。
- この規程は、令和2年 3月1日より施行する。
- この規定は、令和5年 5月1日より施行する。
- この規定は、令和6年 1月1日より施行する。
- この規定は、令和6年 4月1日より施行する。
- この規定は、令和7年 4月1日より施行する。